

NPO長野県図書館等協働機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 このNPOは、NPO長野県図書館等協働機構という。

(事務所)

第2条 このNPOは、主たる事務所を長野県長野市若里1丁目1番4号（県立長野図書館内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 このNPOは、長野県下の図書館・博物館・文書館等及び個人（以下、図書館等という）が所蔵する郷土資料や特殊コレクション、文書等及び郷土雑誌（以下、地域史料という）について、原本が見られて、誰でも読めて、利用できるようにデジタル・アーカイブするとともに、Web提供により市民に還元し、学習資源や観光資源として役立て、学校支援、地域文化の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 このNPOは、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動

(事業)

第5条 このNPOは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 信州地域史料アーカイブ構築・公開事業
- ② 地域史資料に関する調査・発掘、学習、活用、出版・普及事業
- ③ 地域史料デジタルアーカイブに必要な人材養成事業
- ④ 情報リテラシー教育に関する事業
- ⑤ 図書館等との協働・振興に資する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 このNPOの会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 このNPOの目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 このNPOの事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第9条 このNPOに次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
- (選任等)

第10条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 監事は、理事又はこのNPOの職員を兼ねることができない。
- (職務)

第11条 理事長は、このNPOを代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、このNPOの業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) このNPOの財産の状況を監査すること。

(任期等)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第13条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(報酬等)

第14条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第15条 このNPOに、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第16条 このNPOの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 役員の選任、職務及び報酬
- (5) 会費の額
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第20条 総会は、理事長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第22条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第20条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項

とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知をされた事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第27条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第28条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第31条 理事会における議決事項は、第29条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 専門部会

(設置)

第32条 第5条の事業を遂行するために、次の各号に掲げる専門部会を設置する。

- (1) 地域史料専門部会
- (2) 情報リテラシー専門部会
- (3) 図書館等の協働、振興に関する専門部会

2 専門部会に、部会長、副部会長を置く。

(運営)

第33条 専門部会の運営に関する事項は、理事長が定めるものとする。

第8章 会計

(会計の原則)

第34条 このNPOの事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第35条 このNPOの事業報告書、収支決算書は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第36条 このNPOの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第37条 このNPOが定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、なければならない。

(解散)

第38条 このNPOは、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

2 前項第1号の事由によりこのNPOが解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

第10章 雑則

(細則)

第39条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、このNPOの成立の平成25年2月26日から施行する。

2 この定款は、平成26年5月15日から施行する。

3 この定款は、平成28年6月23日から施行する。